

最新版：国民年金の最もお得な払い方を知っていますか？

2年前納クレカ払いが可能に

MONEY PLUS2017.02.10

「国民年金は加入した方がお得！」あまり聞いたことがないと思いますが、実は年金に加入していない人は損しています。

国民年金は年金保険料だけで成り立っているわけではなく、半分は国庫負担、つまり“税金”でできています。もし、未払いなどで年金の受給資格を失うと、本来受け取れるはずの税金がもらえなくなってしまうのです。

これはもったいないですね。なので、将来税金をもらうためにも年金は払った方がお得だと言えるわけです。

さらに、「どうせ払うならお得に払いたい！」と考える賢いみなさまに、今回は国民年金の最もお得な支払い方であろう“2年前納のクレカ払い”をご紹介します。

クレカ払いへの変更は毎年2月末までです。2017年分については、急いでお手続きしましょう！

国民年金はまとめて前払いすると割引きがある

平成28年の年金保険料は月に16,260円でした。これをまとめて前払い、つまり前納すると割引が受けられます。そして、その割引額は、6か月前納、1年前納、2年前納と前納する期間によって異なります。

まずは、口座振替の場合を考えてみましょう。

	納付額	2年分の納付額	割引額	2年分の割引額
前納なし	16,260円	390,240円	なし	なし
6か月前納	96,450円	385,800円	1,110円	4,440円
1年前納	191,030円	382,060円	4,090円	8,180円
2年前納	377,310円	377,310円	15,690円	15,690円

[日本年金機構 Web ページより](#)

こちらを見ていただくとわかる通り、2年前納すると15,690円も割引され、圧倒的にお得です。

ただ、この2年前納は、これまで口座振替にしか対応していませんでした。それがいよいよ今年（平成29年）から、クレジットカードや現金でも2年前納ができるようになりました。

2年前納クレカ払いで、割引&ポイントGET！

クレジットカードで納付すると、通常の買い物と同様にクレカのポイントがいただけます。年金の支払いは大きな金額になるので、GETできるポイントもバカにできません。

これまでも1年前納はできましたが、口振による2年前納の割引を考えると、そのメリットは限定的でした。それが、今年から2年前納クレカ払いができるようになるというんだ

から興奮せざるを得ません。

ただし、手数料的な意味合いなのか、割引額は2年間で15,000円程度と、口座振替の2年前納よりも若干割引額が小さくなる予定とのこと。それでも、ポイントのメリットの方がはるかに大きいです。

試しに、クレジットカードの還元率ごとに獲得できるポイントを試算してみました。割引額を2年で15,000円、納付総額を378,000円として計算をすると以下のようになります。

	ポイント還元率	獲得ポイント
銀行系クレカ	0.5%	1,890円分
楽天カード、Yahoo!Japanカードなど	1%	3,780円分
P-one Wiz、漢方スタイルクラブカードなど	1.5%	5,670円分

どうですか？ 2年前納のクレジットカード払いをすると、「15,000円割引+約5,000ポイントGET」で総額2万円はお得になります！ これは見逃せないでしょう。

手続きの方法と申込期限

お手続きの方法は大きく2つあります。所定の用紙に必要事項を記入の上、年金事務所に直接提出、もしくは郵送するかです。

郵送の場合は、日本年金機構のホームページから「[国民年金保険料クレジットカード納付\(変更\)申出書](#)」という用紙がダウンロードできますので、記入の上、郵送します。

年金事務所に出向く場合は、年金手帳など年金番号がわかるものと、本人確認書類をお持ちになってお出かけください。なお、提出先はどこでも好きな年金事務所で大丈夫ですので、職場の近くなど都合のよい場所が楽ちんです。

僕も早速、渋谷の年金事務所に足を運び、5分とかからず手続きをしてきました。ちなみに印鑑は必要ありませんでしたよ。

もうひとつ忘れてはならないのは申込期限。毎年2月末までとなっていますので、2017年分はお急ぎで。

郵送の場合は、余裕をもって送りましょう。急ぎの場合は年金事務所に直接提出した方がスムーズです。

国民年金2年前納の「利回り」について

最後に、細かいお話を少し。この2年前納の割引額はどのように決まっているのでしょうか？ 日本年金機構のホームページによると、「割引額は年利4%の福利原価法によって計算した額」とあります。

簡単に言うと、「4%の利回りで計算した分を割り引きますよ」ということのでかなりの高利回りになっています。ノーリスクで4%の金融商品なんてありませんからね。

国民年金への加入は国民の義務——なんて言われると「なんだかあ……」という感じが少ししますが、単純にお得なので、カードで楽に払って、長生きして、たくさんの年金をいただいちゃいましょう～！

(日本年金機構 HP)

国民年金保険料の「2年前納」制度

2年間で15,000円程度の割引になり、さらにお得になります

2年度分の保険料をまとめて納める2年前納制度のご案内です。

「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で15,000円程度の割引になります。

なお、平成29年4月より、これまでの口座振替に加え、新たに現金・クレジットカード納付による2年前納が始まります。

(参考) 平成28年4月における2年前納の割引額は、15,690円です。

口座振替2年前納

28年度保険料16,260円×12カ月+29年度保険料16,490円×12カ月=393,000円

393,000円-15,690円=377,310円

※実際に口座から引き落とされる金額は「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認願います。

【口座振替による保険料額と割引額】

	6カ月前納	1年前納	2年前納
平成28年度	96,450円 (1,110円)	191,030円 (4,090円)	377,310円(※) (15,690円)

保険料額は厚生労働省告示により確定した金額です。

()は毎月納める場合と比較した割引額です。

平成29年度のそれぞれの納付方法における割引額は厚生労働省告示により金額が確定次第お知らせします。現金およびクレジットカード納付による2年前納の割引は、2年間で15,000円程度となります。(平成28年度保険料額からの推計)

「2年前納」の手続き

(1) お申し込み期限

毎年2月末(平成29年度分は平成29年1月20日から受付開始)

(2) お申し込み方法

「2年前納」で納付するためにはお手続きが必要です。

※ 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。

口座振替の場合

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関(郵便局を含む)の窓口、または年金事務所(郵送も可)へご提出ください。

なお、[申出書の様式はこちら\(PDF 2,493KB\)](#)からもダウンロードできます。

※ 口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

クレジットカードの場合

「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項を記入の上、年金事務所（郵送も可）へご提出ください。

なお、[申出書の様式はこちら（PDF 3,380KB）](#)からもダウンロードできます。

現金の場合

「2年前納保険料を現金で納付したい」旨を年金事務所にお申し出ください。申出書をお送りいたします。

なお、[申出書の様式はこちら（PDF 55KB）](#)からもダウンロードできます。

お申込みいただいた後、納付書を送付します。納付書を使用して、金融機関（郵便局を含む）にて納付ください。

※ 納付額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。

平成29年4月より開始する現金・クレジットカード納付による

2年前納について

平成29年4月よりご利用いただけるクレジットカード納付の2年前納申込期限は平成29年2月末です。お早目のお申し込みをお願いいたします。

現金（納付書）による前納

任意の月から翌年度末までの前納が可能になります。最大で4月分から翌々年3月分までの2年分の前納が可能になります。

クレジットカードによる前納

新たに2年前納が可能になります。現在の口座振替による2年前納と同じく、4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末に納付いただきます。